

診療所管理者変更届出書の記載要領

事 案	許可を受けて診療所を設置した者が診療所の管理者を変更した場合		
根拠法令	医療法施行令第4条の2第2項（例外的に同法施行令第4条第3項）		
提出期限	変更後 10 日以内	様 式	11
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	<p>(1) 管理者の医師又は歯科医師の免許証の写し及び臨床研修修了（及び再教育研修修了）登録証の写し（原本照合必要）並びに履歴書</p> <p>(2) 勤務先管理者（院長）の同意書（新たな診療所管理者が他の病院等に勤務している場合。診療所2か所管理許可、診療所管理者設置許可にかかるものは同意書不要）</p> <p>(注) 臨床研修等修了登録証について</p> <p>(1) 平成 16 年 4 月 1 日以後に医師免許を受けて、診療に従事しようとする医師については、2年以上の臨床研修を受けることが義務付けられましたので、臨床研修を修了した者については、臨床研修修了登録証の写しを添付してください。</p> <p>(2) 平成 18 年 4 月 1 日以後に歯科医師免許を受けて、診療に従事しようとする歯科医師については、1年以上の臨床研修を受けることが義務付けられましたので、臨床研修を修了した者については、臨床研修修了登録証の写しを添付してください。</p>		
提出部数	2 部		
手数料	なし		

様式の記載要領及び留意事項	
「開設者」欄	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開設者住所には、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 ■ 氏名には、法人の名称及び代表者の職名・氏名を記載する。
1. 開設者の住所・氏名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療所開設許可書の開設者の住所・氏名（変更があった場合には届け出た開設者の住所・氏名）を記載する。 ■ 電話番号は、開設者の電話番号を記載する。
2. 診療所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療所開設許可書の名称（変更があった場合には届け出た名称）を記載する。
3. 開設の場所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療所開設許可書の開設場所（変更があった場合には届け出た開設場所）を記載する。 ■ 電話番号等は、開設した診療所の電話番号等を記載する。
4. 旧管理者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者の住所は、医師又は歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。
5. 新管理者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者の住所は、医師又は歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 免許証の写し、履歴書の記載内容と一致させる。 ■ 診療日は該当する欄に○を記載する。 ■ 診療時間は、当該診療日に対応する時間をそれぞれ記載する。
6. 就任年月日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該診療所の管理者に就任した日を記載する。
7. 変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者を変更した理由を詳細に記載する。 ■ 管理者の変更後に旧管理者が従事医師として引き続き従事する場合は、その旨も分かるように記載する。

診療所管理者変更届出書の記載要領

添付書類の留意事項	
新管理者の医師・歯科医師免許証の写し、及び臨床研修修了登録証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 免許証の写し及び臨床研修修了登録証の写しを窓口にて原本照合を行うため、届出時には医師・歯科医師免許証及び臨床研修修了登録証の原本もあわせて持参すること。 ■ 氏名・本籍地変更により免許証の記載事項の書換えがなされ、裏面にも記載のある場合は裏面も必要。
新管理者の履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）を記載する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。その際、診療時間が他の病院の勤務時間と重複していないこと。診療所2か所管理許可、診療所管理者設置許可にかかる管理者変更届については、当該許可申請時に確認しているため同意書の添付は不要。 ※ 同意書には、管理に同意する旨と、病院等での勤務時間及び管理する診療所の診療時間が記載されていること。 ■ 管理者の変更に伴い診療日・時間を変更する場合は、あわせて「診療所開設届出事項中一部変更届出書」を提出する。 ■ 医師（個人）開設診療所で管理医師を変更する場合は廃止、開設の手続きを取る必要がある。やむを得ない事情により、開設者が自らその診療所を管理できないとき、許可を受けて例外的に他の医師に管理させることができるが、その場合は診療所管理者設置許可を受けた後、本届出を行うこと。